

令和6年大和市農業委員会第4回総会議事録

令和6年4月24日（水）午前10時開会

大和市役所5階 全員協議会室

1. 本日の出席委員

1番 古木利明 委員

2番 柏木 明 委員

3番 渡邊カク 委員

4番 青木裕一 委員

5番 小川道子 委員

6番 長谷川慶太郎 委員

7番 池田俊一郎 委員

8番 山口喜充 委員

10番 遠藤一直 委員

11番 田邊義之 委員

12番 木村賢一 委員

13番 上野岩雄 委員

14番 保田嘉一 委員

15番 岩崎敏博 委員

16番 荒井隆幸 委員

2. 本日の欠席委員

9番 眞壁浩二 委員

3. 農業委員会事務局職員出席者

事務局長 金子 純一郎

次長 佐藤 祐介

主査 中川 雅美

主査 富田 規裕

4. 本日の議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 諸報告

日程第 3 報告第10号 人事発令について

日程第 4 報告第11号 農地法第3条の3の規定による届出について

- 日程第 5 報告第 1 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
- 日程第 6 報告第 1 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による所有権移転の届出について
- 日程第 7 報告第 1 4 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について
- 日程第 8 報告第 1 5 号 非農地証明について
- 日程第 9 議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について
- 日程第 1 0 議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による所有権移転許可申請について
- 日程第 1 1 議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について

5. 本日の会議に付した事件

議事録署名委員の指名

諸報告

報告第 1 0 号 人事発令について

報告第 1 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 1 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

報告第 1 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による所有権移転の届出について

報告第 1 4 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について

報告第 1 5 号 非農地証明について

議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について

議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による所有権移転許可申請について

議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について

午前10時 開会

○事務局長 それでは、皆さん、おはようございます。

4月1日の人事異動で、人財課長からこちらの農業委員会事務局長に配属されました金子と申します。以後よろしく願いいたします。

それでは、委員の出席状況について報告いたします。15人出席ということになっております。

それでは、開会に先立ちまして、柏木会長よりごあいさつをお願いいたします。

○会長 改めて、おはようございます。

桜の季節も過ぎまして、日増しに緑の色も濃くなってまいりました。農作業、また、地域での行事、イベント、大変お忙しい中、本日、また第4回総会にご出席いただきましてありがとうございます。

今期の委員といたしましては、5月20日にあと1回ございます。残すところわずかとなりましたけれども、農地利用の最適化に向けて委員の活動を引き続きよろしくお願い申し上げます。

本日の会議でございますが、付議されております案件は、報告案件が6件、議案が3件となります。それぞれ重要案件でございますので、慎重な審議と忌憚のない意見交換をお願いいたしまして、簡単でございますが、開会に当たってのあいさつとさせていただきます。

○事務局長 それでは、これより本日の会議に移ります。

なお、会議の議長は、大和市農業委員会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

○議長 ただいまの出席委員は15名、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

これより令和6年4月大和市農業委員会第4回総会を開会いたします。

議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、慣例に従いまして議長において、11番、田邊義之委員、12番、木村賢一委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

○議長 日程第2、諸報告を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 総会資料1ページをごらんください。

3月28日、第6回大和市都市計画審議会が開催され、柏木会長が出席されました。

4月4日、第1回大和市総合計画審議会が開催され、眞壁職務代理が出席されました。

続く4月17日ですが、第47回大和市民まつり出店部会につきましては、上野委員が欠席されたとのことですので、訂正をお願いいたします。

同日、第97回神奈川県常設審議委員会が横浜市で開催され、柏木会長が出席されました。

4月19日、第2回大和市総合計画審議会が開催され、眞壁職務代理が出席されました。

4月23日、第47回大和市民まつり第3回役員会及び第2回実行委員会が開催され、眞壁職務代理が出席されました。

諸報告につきましては以上でございます。

○議長 事務局の説明が終わりました。本件について、ご意見等何かございますでしょうか。

私から2点ばかり報告をいたします。

3月28日、第6回大和市都市計画審議会が本庁全員協議会室で開催され、出席いたしました。当日は、大和市都市計画、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、他4件の諮問がございました。神奈川県への市変更案として申し出るに当たり意見を求められたものでございます。2035年、令和17年でございますが、目標年次とする都市計画であり、人口推計、そして、これに伴う中央林間の内山地区等も含めた計画が入っております。5件の諮問案件は原案どおり答申されまして、この6月に意見を県に申し入れることでございます。

なお、内容につきましては、都市計画審議会議事録で確認をお願いいたします。

4月17日、第97回神奈川県常設審議委員会が横浜市の産業貿易センターで開催され、農地法第5条に関する転用事案について審議し、原案のとおり許可

相当と認め、答申されました。

なお、転用目的については、駐車場 2 5 6 台分の農地転用で、第 3 種農地でございます。

その他報告事項は省略いたしますが、農政時報等で確認をお願いいたします。
以上でございます。

その他ございますか。

(発言者なし)

○議長　それでは、本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長　日程第 3、報告第 1 0 号、人事発令についてを議題に供します。
事務局、説明をお願いします。

○事務局　議案書の 1 ページをごらんください。人事発令でございます。
4 月 1 日付の人事発令につきましては、こちらに記載のとおりとなります。
以上でございます。

○議長　事務局の説明が終わりました。
かねてより、委員の方々から併任辞令はやめたほうが良いというような意見を
いただいております。今回、こうして併任辞令が解除されましたので、報告
方々、通知いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長　日程第 4、報告第 1 1 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出についてを議題
に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局　それでは、報告第 1 1 号についてご説明いたします。

議案書の 2 ページの 1 件がありました。相続により所有権を得たものです。事
務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

説明は以上です。

○議長　事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長　質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第5、報告第12号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、日程第6、報告第13号、農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出についてを一括議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、ご説明説明します。

報告第12号については議案書3ページの3件が、報告第13号については議案書4ページの2件がございました。案内図は総会資料の3から4ページでございます。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理通知書を交付いたしました。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第7、報告第14号、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、報告第14号、受付番号1及び2番について、一括してご説明いたします。議案書は5ページ、案内図は総会資料の5から6ページになります。

生産緑地を所有していた被相続人が令和5年10月12日に死亡したことにより、相続人である子が、生産緑地法第10条に定める生産緑地の買取り申出を行うために、被相続人の主たる従事者証明を願い出たものです。本件の被相続人は、亡くなる1年半ほど前から動けなくなった以降も、自宅にて農地としての管理運営を相続人に指示し、実質の農業経営主であったことから、主たる従事者であると判断できます。現地は肥培管理がなされています。については、申出人と上野委員とで、令和6年3月26日に現地を確認の上、主たる従事者であることを確認し証明したものです。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員、説明をお願いいたします。

上野委員、お願いします。

○上野委員 事務局の説明のとおり、3月26日に私と事務局と申出人の立ち会いのもと現地を確認いたしました。現地は管理されていまして。また、被相続人が農業従事者であったことは確認をとり、問題ないと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。

長谷川委員。

○長谷川委員 この申出人の方は、これ以外に農地とかは所有されているのでしょうか。

それとも、これが全部なのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 ほかにもお持ちでいらっしゃいます。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 では、そちらの残りのところでまだ耕作は続けていかれる、農業をされていくという認識でよろしいですか。

○議長 事務局。

○事務局 稲のほうはされていかれるということで聞いております。

○議長 ほかにはございませんでしょうか。木村委員。

○木村委員 確認ですが、今、長谷川委員からあったことも含めて、この買取り申出の欄の●●にお住まいの方は上の方の弟さんかと思うのですが、この方は、上の方に全て、一応名義は●●の方も持っているわけですがけれども、これについては、恐らく弟さんが兄に管理を任せていたとか、そういう関係でよろしいですか。

○議長 事務局。

○事務局　今回は、相続人としてご兄弟2人でご相続されたということになっていますが、基本的には、ご実家にいらっしゃるのが兄のほうでいらっしゃるのので、農地の管理については、兄が行っていたということが主であると聞いています。

○議長　ほかにはございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長　ないようですので、質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長　日程第8、報告第15号、非農地証明についてを議題に供します。

受付番号1番、2番について、事務局、説明をお願いします。

○事務局　それでは、報告第15号、受付番号1番についてご説明いたします。議案書6ページ、総会資料は8から9ページをごらんください。

非農地証明した土地、申請人の住所、氏名は議案書に記載のとおりです。申請地は総会資料8ページの斜線で示した土地になります。面積は195㎡となります。登記地目は田、課税地目も田となっておりますが、現地は上和田野鳥の森の一部と接しております。経緯としては、昭和37年ごろまで田として近隣農家に貸していましたが、立地の悪さから利用されなくなり、申請者が先代より相続した平成10年には既に現在と同一の山林状況で、そのまま今日に至ることです。平成19年10月28日撮影の航空写真でも現在と同じレベルに山林化していることが確認でき、田んぼとして活用できない土地で、農地性がないと判断できます。

現地確認につきましては、令和6年4月5日に事務局、木村委員、小川委員、荒井委員及び申請人代理人立ち会いのもと、状況を調査いたしました。農地の区分については、おおむね10haの一団の農地の外に位置し、市街化区域からの距離が77mであることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、受付番号2番についてです。議案書6ページ、総会資料は10から11ページをごらんください。

非農地証明した土地、申請人の住所、氏名は議案書に記載のとおりです。申請地は総会資料10ページの斜線で示した土地になります。面積は157㎡となります。登記地目は畑、課税は畑及び雑となっております。経緯としては、昭

和43年に先代が相続し耕作しておりましたが、平成10年に申請人が相続した後に、共同住宅建築に伴い自宅への新しい進入路が必要となったことから、平成12年に一部を農地転用許可を受けて通路にしました。地図上では、許可済みの部分は点線でお示ししております。さらに、許可を得て通路設置後、自宅敷地内への進入角度の不便さから現況の通路の形状となり、さらに貸駐車場も設置しました。それぞれアスファルトも敷いております。平成19年10月28日撮影の航空写真でも現在と同じ状況であることが確認でき、畑として活用できない土地で、農地性がないと判断できます。

現地確認につきましては、令和6年4月5日に事務局、木村委員、小川委員、荒井委員及び申請人代理人立ち会いのもと、状況を調査いたしました。農地の区分については、おおむね10haの一団の農地の外に位置し、半径500m以内に2つ以上の公共公益施設があり、接道に水管、下水管があることから第3種農地と判断いたしました。

申請地の状況は、位置、面積、形状等から見て農地の用に供することができないものであり、農地に復元することが困難で周辺農地に支障を生ずるおそれがなく、過去10年以上、違反転用として追及されておらず現在に至っております。また、今後も違反転用として追及する見込みがないことから、神奈川県農地法の適用を受けない土地にかかわる運用指針に規定する非農地の定義を全て満たしているため、会長専決により、非農地証明したことをご報告いたします。

以上です。

○議長 次に、受付番号3番について、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、報告第15号、受付番号3番についてご説明いたします。議案書6ページ、総会資料は12、13ページをごらんください。

非農地証明をした土地、申請人の住所、氏名は議案書に記載のとおりです。申請地は総会資料12ページの斜線で示した土地になります。面積は148㎡となります。登記地目は畑、課税地目は宅地となっております。現地は、昭和32年に申請人が嫁入りした際には農機具小屋が建っており、昭和49年に夫の父が自宅を建築しました。平成30年に夫が他界し、当該地の周辺の土地と自

宅を含めて申請人が相続しましたが、申請人は登記地目が畑であることを知らずに今日に至りました。平成8年撮影の航空写真により、自宅敷地として利用されていたことが確認でき、畑として活用できない土地で、農地性がないと判断できます。

現地確認につきましては、令和6年4月1日に事務局、眞壁委員、遠藤委員、長谷川委員及び申請人代理人立ち会いのもと状況を調査いたしました。農地の区分については、付近が市街化連担していることから第3種農地と判断いたしました。

申請地の現況は、位置、面積、形状等から見て、農地の用に供することができないものであり、農地に復元することが困難で、周辺農地に支障を生じるおそれがなく、過去10年以上、違反転用として追及されておらず現在に至っております。また、今後も違反転用として追及する見込みがないことから、神奈川県農地法の適用を受けない土地にかかわる運用指針に規定する非農地の定義を全て満たしているため、会長専決により非農地証明したことをご報告いたします。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員、説明をお願いします。

受付番号1番、2番について、木村委員、お願いいたします。

○木村委員 それでは、私から報告第15号の1番、2番について説明をさせていただきます。

これは、先ほど事務局からありましたように、4月5日に現地で私と小川委員、そして荒井委員と事務局で、申請人の行政書士の代理人とお会いしまして、この2件について、それぞれ現地を確認させていただきました。

先ほど事務局から詳細の説明がありましたとおり、今回の非農地証明については、状況から見てやむを得ないものと考えております。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

次に、受付番号3番についてでございますが、眞壁委員立ち会いの現場等の確

認を事務局のほうでお願いいたします。

○事務局 事務局で代読させていただきます。

4月1日に私と遠藤委員、長谷川委員、事務局とで申請人の代理人とお会いし、現地を確認しました。事務局から説明があったとおりであり、今回の非農地証明についてはやむを得ないと考えます。

○議長 地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、ご意見等はございますでしょうか。

長谷川委員。

○長谷川委員 1番ですけれども、これが今回出てきた理由、なぜこのタイミングで。

相続や何かがあったようなお話ではなかったと思うのですが、大体、皆さん何かやることがあって、あっと気づいてということが多いと思うのですけれども、今回、なぜこのタイミングで。

○議長 事務局。

○事務局 ご説明させていただきますと、総会資料10ページの地図を見ていただきたいのですが、まず、斜線でお示ししているアルファベットの大文字のRのような形で非農地証明をしたわけですが、そちらの残地の部分の農地について、申請人が転用を検討されていらっしやいまして、現況が畑でない状況が認定されたので、非農地証明を取るということで、取った後に申請してくださいということのお話をさせていただいたので、今回まとめて2件、非農地証明の申請があったということになります。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 では、2番ですけれども、これは、お話ですと、最初の破線の内側はもう転用届を出していたということですが、そのときには、まだ今回申請に出す部分に関しては、農地として利用していたという認識でよろしいですか。

○議長 事務局。

○事務局 平成12年に点線部分については転用したのですが、そのときには畑でいらっしやいました。その後、いろいろご事情があって今日の状況になられたということでは、いらっしやいます。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 また1番に戻るのですが、これは、今回この所有者の方の申請がありましたが、その周辺についてはどのようになっているのでしょうか。やはりもともと田で、皆さんそのままの状態になっているのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 こちらの筆の北側と南側も田の筆があります。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 その方々は、まだ非農地証明を取るとか、そういったものには至ってなく、今回上がってきた方だけがということによろしいのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 そのとおりであります。農業委員会として非農地の処理を進めることも必要かと、今回現地を確認して、課題として整理ができましたので、また、別途ご相談させていただくことになろうかと思えます。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 こういう状況ですと、どういうことがやられるかわからないですけども、農業委員会として非農地証明を積極的に、ここはもう現状復帰不可能なようにしか見えないのですが、そういうことをやっていくことは可能なのですか。

○議長 事務局。

○事務局 まだ新しい制度にはなるのですがけれども、現況が農地ではない、もしくは農地性が確保できないところについては、非農地判断という手法がありますので、こちらをもって正しく農地の台帳管理をしていくことが必要になってきますので、また改めてご相談させていただくことになろうかと思えます。

○議長 他に質疑、ご意見等がございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第9、議案第6号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第6号についてご説明いたします。議案書7ページ、総会資料14ページ、15ページをごらんください。受付番号1、2を合わせてご説明いたします。

申請地及び申請者は議案書記載のとおりです。申請地の位置図は総会資料14ページの地図に斜線で示しております。地目は畑です。申請理由は持分の整理となります。姉妹で2分の1ずつ相続した申請地を、45、52の土地を妹単独所有に、51の土地を姉単独所有にしたいとのことです。現在は市民農園として大和市が借りており、今後も市民農園を継続したいとのことです。

申請人とは、4月15日に遠藤委員とともに現地でお会いし、申請内容や状況を確認いたしました。譲渡人及び譲受人はともに200日程度従事しており、耕運機、草刈り機、防除機等を所持しております。妹が35年程度、姉が47年程度の農業経験があるとのことです。

農地法第3条第2項各号には抵触しないことが確認できたため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員、説明をお願いします。遠藤委員、お願いいたします。

○遠藤委員 4月15日に現地にて私と事務局で、譲渡人及び譲受人である姉妹にお会いし、現地を確認して、所有権移転したい旨、確認しました。譲渡人及び譲受人からは、市民農園を継続する旨を聞いています。今回許可することは問題ないと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について、質疑、意見はございますでしょうか。長谷川委員。

○長谷川委員 枝番45の土地に関してですけれども、もし、仮に貸し農園から外れて

自分で耕作するとなった場合ですが、どのような進入ルートで耕作する予定なのですか。それとも、ここは一応所有権が分かれてしまうと、その辺きちんと協議があったほうがいいのではないかと思うのですけれども。

○議長 事務局。

○事務局 現状では、大和市が借りてくれる限りは市民農園は続けたいということで、その進入路の話は出てはいないです。

○事務局 続けて私のほうからお話しさせていただくと、地図上で⑧と書いている部分がございます。ご確認いただけたと思うのですが、そちらも、枝番45で今回譲り受ける方の単独所有地となっているので、この部分からつながっているの、一括で利用していただけるというご状況ではあります。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 そうすると、今のお話のあった⑧は2つあるのですが。

○事務局 左側です。

○長谷川委員 左側というのは、ここには何もない更地という認識、何か建物とか農地、どうなのでしょう。

○議長 事務局。

○事務局 地図に表示されている農園の一部になっています。利用状況は同一です。

○長谷川委員 わかりました。ありがとうございました。

○議長 ほかにはございませんでしょうか。青木委員。

○青木委員 この持分が、妹が多くなってしまうのですけれども、通常でしたら、同じ面積になるように分筆なりして交換すると思うのですが、そういうことはしないのですか。

○議長 事務局。

○事務局 こちらは、面積というよりは、価値が同じになるように、今回のために分筆して交換すると聞いています。

○青木委員 では、価値は同じ。

○事務局 同じだから交換ということになったと。

○青木委員 では、奥のほうが価値が低いからということですか。

○事務局 接道しているほうがとか、そういうことだと思うのですけれども。

○青木委員 わかりました。

○議長 ほかにはございませんでしょうか。

事務局。

○事務局 追加で、ごめんなさい。先ほど長谷川委員からのご質問のところ、15ページの上の図を見ていただくと、赤い囲われた土地の手前が、先ほどの⑧のところも市民農園として使われて、右側も、地図でいう左側ですが、ここも市民農園として使われて、広く市民農園として使われているその一部であることがわかるかと思います。

以上です。

○議長 ほかにはございませんでしょうか。

(発言者なし)

○議長 ないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより、議案第6号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請についてを採決いたします。

受付番号1番について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、議案第6号、受付番号1番は、許可することに決定いたしました。

次に、受付番号2番について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、議案第6号、受付番号2番は、許可することに決定いたしました。

○議長 日程第10、議案第7号、農地法第5条第1項の規定による所有権移転許可申請についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第7号をご説明いたします。議案書8ページ、総会資料は16、17ページをごらんください。

申請地及び申請者は議案書記載のとおりです。申請地の位置図は総会資料16ページの斜線で示しております。登記地目は畑で、現況も畑となります。転用

目的は資材置き場、駐車場です。譲受人は、●●市を拠点とする屋根のふきかえや板金を行う業者です。この法人は従前、●●市●●で120坪程度の資材置き場を借りていましたが、所有者の都合により令和5年8月ごろに解約となりました。現在は仮置き場として●●市の40坪程度の土地と自宅敷地を利用し、置き場が狭く分散している状態です。申請地には、必要となる車両6台と屋根材、雨樋、外壁材等の資材及び道具を置く計画です。農地の区分は、市街化区域に近接し、農地の広がり10ha未満であることから、第2種農地と判断いたしました。被害防除につきましては、隣地との境に90cmの鋼板を地中へ60センチ圧入する計画で、問題ないと考えます。

令和6年4月15日に代理人、眞壁委員と事務局で現地にて確認を行っております。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員、説明をお願いします。こちら、事務局、お願いたします。

○事務局 こちらで代読させていただきます。

4月15日に私と事務局職員と一緒に現地に赴きました。今回、代理人とお会いし現地を確認いたしました。内容は事務局の説明どおりです。現地の境界周辺への被害防除等を確認することができました。今回転用することはやむを得ないと思います。

以上です。

○議長 地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。長谷川委員、お願いします。

○長谷川委員 撮影位置②の写真を拝見しますと、右奥に建屋があるのですが、16ページのほうを見ると何もないのですが、これは何の建物ですか。

○議長 事務局。

○事務局 こちらは農機具小屋として今使っておりますが、転用後は、計画にはないので、撤去していただくことになっております。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 農機具小屋ということだと、そこにあった農機具はどこに保管するのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 現状でもう空になっていると聞いております。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 それと、この対象の土地を区切るように、何ですか、これは。写真を見ると何かあるのですけれども、これは何、灰色のものが。

○議長 事務局。

○事務局 こちらは、防草シートが敷いてあって、人が歩く道をつくったということですよ。農機具小屋の横に井戸がありまして、そこに通る道かなと考えられます。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 そうしますと、この土地で耕作をするために使う通路というか動線で利用されているところの防草シート全面敷で。わかりました。

それと、ここですけれども、資材置き場として使うためには車両の出入りがあると思うのですが、土質的に結構もろいというか、現状を見ても砂状というか、あまり固まらない状況なのですけれども、これほどかスロープを外に出すという感じなのですか、それとも、中を削って入れるような感じになるのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 全体的に土圧をかけて砂利を敷くという計画になっております。公道側の真ん中あたりにスロープをつけて、そこから敷地内にスロープをつけて入るようになっています。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 雨が降ったりすると、結構このあたりの土質だと土砂の流出のおそれがありそうなのですが、そのあたりは何か注意されるとかという話はありませんか。

○議長 事務局。

○事務局 計画では、基本的には敷地内浸透するという計画で聞いておりまして、一部、

スロープのところは歩道側へ流れるような計画になっております。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 すみません、水ではなくて土砂の今あるこの土ですか、スロープのほうから土壌が流れてくるところがあると思うのですが、それについてどういうふうに注意するとか。砂利だけだとどうしても出てくるので、何かお話があったでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 特に土砂に関しては伺っていないです。

○長谷川委員 わかりました。ありがとうございます。

○議長 ほかにはございませんでしょうか。

(発言者なし)

○議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより採決してまいります。

議案第7号、農地法第5条第1項の規定による所有権移転許可申請についてを採決いたします。

議案第7号について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第7号は、許可相当とすることに決定いたしました。

○議長 日程第11、議案第8号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画についてを議題に供します。

それでは、受付番号1番について、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第8号、受付番号1についてご説明いたします。議案書9ページ、総会資料は18、19ページになります。

大和市長から、令和6年3月19日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。継続の案件となります。

賃貸借権を設定する土地の面積は743㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和6年6月1日から令和16年5月31日までの10年間、賃貸借権を設定し、水稻を栽培する計画です。借

人はトラクター等農機具を所有し、現在1万4,930㎡を経営しています。農業経営者1名、農業専従者1名、農業補助者28名の計30名で農業経営を行っております。

令和6年3月27日に眞壁委員と事務局で現地へ赴き、貸人、借人に聞き取りを行いました。

以上の計画の内容は、いずれも借人の経営状態、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 次に、受付番号2番、3番について、事務局、説明をお願いします。

○事務局 受付番号2番よりご説明いたします。議案書9ページ、資料は20から21ページになります。

大和市長から、令和6年3月21日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。継続の案件となります。

賃貸借権を設定する土地の面積は1,445㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和6年6月1日から令和7年5月31日までの1年間、賃貸借権を設定し、露地野菜を栽培する計画です。利用権設定の更新は基本的に3年単位ですが、昨年、当該案件は年齢を理由に1年更新を行いました。当時は借主が再度の更新は考えておりませんでした。ネギの納品の契約数を賄う目的のため、さらに1年更新を希望しています。また、貸主においても1年単位の更新を希望しています。借人は耕運機等農機具を所有し、現在1万508㎡を経営しています。農業経営者1名、農業補助者1名の計2名で農業経営を行っております。

令和6年3月26日に上野委員と事務局で現地へ赴き、現地調査を行いました。

続いて、受付番号3番については、議案書は9ページ、資料は22から23ページになります。

大和市長から、令和6年3月21日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。こちらも継続の案件となります。

賃貸借権を設定する土地の面積は1,666㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和6年6月1日から令和1

1年5月31日までの5年間、賃貸借権を設定し、露地野菜を栽培する計画です。借人はトラクター等農機具を所有し、現在1万4,340.24㎡を営営しています。農業経営者1名、農業専従者2名の計3名で農業経営を行っております。

令和6年4月3日に柏木会長と事務局で現地に赴き、貸人、借人に聞き取りを行いました。

以上の計画の内容は、いずれも借人の経営状態、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員、説明をお願いします。受付番号1番については、事務局、お願いいたします。

○事務局 こちらも代読させていただきます。

3月27日に事務局と現地へ赴き、貸人及び借人とお会いし確認いたしました。現地は管理されており、問題ないと思います。

○議長 次に、受付番号2番について、上野委員、お願いいたします。

○眞壁委員 受付番号2番について、3月26日に事務局と現地へ赴き、現地の状況を確認いたしました。現地は管理されており、貸し付けることに問題ないと思います。

以上です。

○議長 次に、受付番号3番について、私から説明いたします。

受付番号3番について、4月3日に事務局と現地に赴き、貸人及び借人とお会いし確認いたしました。現地は管理されており、貸し付けることに問題はないと思います。

以上です。

地元委員による説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、意見はございますか。

木村委員。

○木村委員 今回の事務局の説明で大体理解したわけですがけれども、それで、この1、2、

3のそれぞれの借人についても、もう少し詳細についてお聞かせいただきたい。

1点、2番については、先ほど、昨年についてもそういうことですが、今回も借人の年齢的な問題で1年を希望されたということで、これは6月から1年契約と。1については、10年の契約期間と、3が5年契約と。

1と3については、借人それぞれ私も両方とも承知している方ですが、もう少し、何で10年にしたのか、何で5年にしたのか、その辺ちょっと聞かせていただければと思います。

○議長 事務局。

○事務局 受付番号1番についてですが、借人側から、できるだけ長く借りたいということのご希望がありまして、貸人のほうでも、若いこともあり、それを了承したということで、お互いの希望で10年となっております。

○議長 事務局。

○事務局 受付番号3番につきましては、現在走っています契約期間も5年契約でいらっしゃるので、同じ期間をご希望されたので、今回も同じことです。

○議長 ほかにはございますでしょうか。田邊委員。

○田邊委員 受付番号3番ですが、借人以外の方でもう1人、誰か農業専従者の方がいると思うのですが、こちらは息子さんでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 おっしゃるとおり、息子さんです。

○議長 よろしいでしょうか。ほかにはございますか。長谷川委員。

○長谷川委員 2番に関してですが、1年の契約期間ということで、恐らくご年齢によるということなのですが、もし、この1年でやめますということで契約が終了した場合に、もともとの土地所有者は、そこを耕作していく気力があるのでしょうか。それとも、またこのように、事前に探してマッチングというかをして、また貸出しという形で考えているのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 その後のご意向は伺っていないのですが、基本的には、ご自身でやれるというのはなかなか考えにくいかなと感じられるところもありますので、新しく地域に若い認定農業者の方もいらっしゃるので、拡大のご意向もおあり

ですから、そういった方に長く貸していただくという形にご相談させていただくことになるかと思います。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 今のそういったお話は、もうその方たちにお話ししているような形でしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 いきなりはちょっと難しいかといったところもありますので、少し、先日このことについては、私のほうから、こういうこともできますということでご提案はさせていただきます。

○議長 ほかにはございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 ないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより、議案第7号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について採決いたします。

受付番号1番について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、諮問どおり答申することに決定いたしました。

次に、受付番号2番について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、諮問どおり答申することに決定いたしました。

次に、受付番号3番について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、諮問どおり答申することに決定いたしました。

これにて、本日の総会に付議された案件は全て終了いたしました。

よって、令和6年4月大和市農業委員会第4回総会を閉会いたします。

午前10時56分 閉会